

一部事務組合規約に関する協議事項

一部事務組合の規約の作成にあたり、以下の点について決定していく。

1. 【組合の名称】

《例》 諏訪広域公立大学事務組合 など

2. 【組織の共同処理する事務】

《例》 ・ 組合立諏訪東京理科大学(以下「大学」という。)の設置に関すること。
・ 大学の管理に関すること。
・ 大学の運営に関すること。
・ 大学の評価委員会に関すること。 など

3. 【組合事務所の位置】

《例》 茅野市役所の場合

この組合の事務所は、茅野市塚原二丁目 6 番 1 号茅野市役所内に置く。

4. 【組合議会】 ※参考資料 2 参照

《例》 この組合の議会の議員の定数は〇〇人とし、次の区分により組織市町村の議会において、その市町村の議員のうちから選挙する。

岡谷市〇人

諏訪市〇人

茅野市〇人

下諏訪町〇人

富士見町〇人

原村〇人

5. 【正・副組合長、会計管理者】

《例》 この組合に組合長〇人、副組合長〇人及び会計管理者〇人を置く。

2 組合長は、〇〇長をもって充てる。

3 副組合長は、〇〇長、〇〇長、〇〇長、〇〇長及び〇〇長をもって充てる。

4 会計管理者は、〇〇会計管理者をもって充てる。

6. 【経費の支弁の方法】

・ 運営費交付金について

・ 一部事務組合運営経費の費用負担割合について(資料 2 参照)